

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市役所別館外壁改修工事設計委託
No			回 答
	委託概要書 5. 委託概要の中に外壁の下地調査を行ないと書かれていますが、調査は手の届く範囲の打診、及び目視、又は赤外線調査等ありますが、どのような内容でしょうか。		外壁の下地調査については、全面目視確認することとし、手の届く範囲内で打診調査も行うこととします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp